

森林土木事業測量業務等共通仕様書

令和3年6月

鹿児島県環境林務部

目 次

第 1 章 総 則	(第2101条～第2140条)
第 2 章 路線測量	(第2201条～第2222条)
第 3 章 山地治山等測量	(第2301条～第2347条)
第 4 章 治山事業における防潮工等の測量	(第2401条～第2413条)
第 5 章 環境生物調査	(第2501条～第2542条)

森林土木事業測量業務等共通仕様書

目次

第1章 総則

- 第2101条 適用
- 第2102条 用語の定義
- 第2103条 受発注者の責務
- 第2104条 業務の着手
- 第2105条 業務の実施
- 第2106条 設計図書の支給及び点検
- 第2107条 監督職員
- 第2108条 主任技術者
- 第2109条 担当技術者
- 第2110条 提出書類
- 第2111条 打合せ等
- 第2112条 業務計画書
- 第2113条 資料の貸与及び返却
- 第2114条 関係官公庁への手続き等
- 第2115条 地元関係者との交渉等
- 第2116条 土地への立入り等
- 第2117条 成果等の点検
- 第2118条 成果物の提出
- 第2119条 関連法令及び条例の遵守
- 第2120条 検査
- 第2121条 修補
- 第2122条 条件変更等
- 第2123条 契約変更
- 第2124条 履行期間の変更
- 第2125条 一時中止
- 第2126条 発注者の賠償責任
- 第2127条 受注者の賠償責任等
- 第2128条 部分使用
- 第2129条 再委託
- 第2130条 成果物の使用等
- 第2131条 守秘義務
- 第2132条 安全等の確保
- 第2133条 臨機の措置
- 第2134条 履行報告
- 第2135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更
- 第2136条 個人情報への取扱い
- 第2137条 行政情報流出防止対策の強化
- 第2138条 保険加入の義務
- 第2139条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
- 第2140条 新技術の活用について

第2章 路線測量

- 第1節 測量に関する一般事項
- 第2201条 測量業務の区分
- 第2202条 使用器材
- 第2203条 測量の精度等
- 第2204条 基準点

第2205条 測量杭
第2206条 測量野帳等
第2207条 図面

第2節 基準点測量
第2208条 作業実施

第3節 予備測量
第2209条 予備測量

第4節 実測量
第2210条 一般事項
第2211条 I.Pの選定
第2212条 中心線測量
第2213条 縦断測量
第2214条 横断測量
第2215条 平面測量
第2216条 伐開

第5節 用地測量
第2217条 一般事項
第2218条 実測量

第6節 構造物設置箇所の測量
第2219条 構造物設置箇所の測量

第7節 残土処理箇所の測量
第2220条 残土処理場

第8節 その他箇所の測量
第2221条 林業作業用施設等
第2222条 地区全体計画に係る施設等

第3章 山地治山等測量

第1節 測量に関する一般事項
第2301条 山地治山等測量業務の種類
第2302条 使用器材
第2303条 公差及び測定方法
第2304条 基準点
第2305条 測量杭
第2306条 測量野帳等
第2307条 図面
第2308条 図面の縮尺

第2節 基準点測量等
第2309条 基準点測量
第2310条 用地測量
第2311条 現地測量

第3節 溪間工の測量
第2312条 踏査選点
第2313条 中心線測量

- 第2314条 平面測量
- 第2315条 縦断測量
- 第2316条 横断測量
- 第2317条 構造物計画位置横断測量

第4節 山腹工の測量

- 第2318条 踏査選点
- 第2319条 平面測量
- 第2320条 縦断測量
- 第2321条 横断測量

第5節 防風林造成の測量

- 第2322条 踏査選点
- 第2323条 平面測量
- 第2324条 縦断測量
- 第2325条 横断測量

第6節 なだれ防止林造成の測量

- 第2326条 踏査選点
- 第2327条 平面測量
- 第2328条 縦断測量
- 第2329条 横断測量

第7節 土砂流出防止林造成の測量

- 第2330条 踏査選点
- 第2331条 平面測量
- 第2332条 縦断測量
- 第2333条 横断測量

第8節 保安林整備の測量

- 第2334条 踏査選点
- 第2335条 平面測量
- 第2336条 縦断測量
- 第2337条 横断測量

第9節 水土保持治山等の測量

- 第2338条 水土保持治山等の測量

第10節 地すべり防止の測量

第1 調査に関わる測量

- 第2339条 踏査選点
- 第2340条 地形測量
- 第2341条 測線測量

第2 設計に関わる測量

- 第2342条 地すべり防止工の測量
- 第2343条 設計に関わる測定の種類
- 第2344条 測線測量
- 第2345条 平面測量
- 第2346条 縦断測量
- 第2347条 横断測量

第4章 治山事業における防潮工等の測量

第1節 深淺測量

- 第2401条 適用の範囲
- 第2402条 測量準備
- 第2403条 基準点測量
- 第2404条 簡易検潮等
- 第2405条 水深測量
- 第2406条 成果
- 第2407条 照査

第2節 汀線測量

- 第2408条 適用の範囲
- 第2409条 測量準備
- 第2410条 基準点測量
- 第2411条 水準測量
- 第2412条 成果
- 第2413条 照査

第5章 環境生物調査

第1節 プランクトン調査

- 第2501条 適用の範囲
- 第2502条 調査準備
- 第2503条 位置測量
- 第2504条 プランクトン調査
- 第2505条 分析, 解析・考察
- 第2506条 成果
- 第2507条 照査

第2節 卵・稚仔調査

- 第2508条 適用の範囲
- 第2509条 調査準備
- 第2510条 位置測量
- 第2511条 卵・稚仔調査
- 第2512条 分析, 解析・考察
- 第2513条 成果
- 第2514条 照査

第3節 底生生物調査

- 第2515条 適用の範囲
- 第2516条 調査準備
- 第2517条 位置測量
- 第2518条 底生生物調査
- 第2519条 分析, 解析・考察
- 第2520条 成果
- 第2521条 照査

第4節 付着生物調査

- 第2522条 適用の範囲
- 第2523条 調査準備
- 第2524条 位置測量
- 第2525条 付着生物調査
- 第2526条 分析, 解析・考察

第2527条 成果
第2528条 照査

第5節 藻場調査

第2529条 適用の範囲
第2530条 調査準備
第2531条 位置測量
第2532条 藻場調査
第2533条 分析，解析・考察
第2534条 成果
第2535条 照査

第6節 魚介類調査

第2536条 適用の範囲
第2537条 調査準備
第2538条 位置測量
第2539条 魚介類調査
第2540条 分析，解析・考察
第2541条 成果
第2542条 照査

第1章 総則

第2101条 適用

- 1 森林土木事業測量業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、鹿児島県環境林務部の発注する測量業務及び環境生物調査業務（以下「測量業務等」）に係る森林土木事業における契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 設計業務等及び地質・土質調査業務に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

第2102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、契約担当者をいう。
- 2 「受注者」とは、測量業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 3 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者あり、総括監督員、監督員を総称していう。
- 4 「検査職員」とは、測量業務等の完了検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 5 「主任技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 6 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- 7 「高度な技術と十分な経験を有する者」とは、当該測量業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 8 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 9 「契約書」とは、鹿児島県契約規則第28条に基づいて作成された書類（約款を含む）をいう。
- 10 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書をいう。
- 11 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。
- 12 「共通仕様書」とは、測量計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 13 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 14 「数量総括表」とは、測量業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
- 15 「現場説明書」とは、測量業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- 16 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 17 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 18 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、測量業務等の遂行上必要な事項につい

て書面をもって示し、実施させることをいう。

- 19 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- 20 「通知」とは、発注者又は監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者又は監督職員に対し、測量業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 21 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 22 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 23 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た測量業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 24 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 25 「回答」とは、質問に対して、書面をもって答えることをいう。
- 26 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 27 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
- 29 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- 30 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務等の完了を確認することをいう。
- 31 「打合せ」とは、測量業務等を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 32 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 33 「協力者」とは、受注者が測量業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 34 「使用人等」とは、協力者又はその代理人、もしくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 35 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。
- 36 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- 37 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第2103条 受発注者の責務

受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

第2104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」とい。））を除く）以内に測量業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務等の

実施のため監督職員との打合せ又は現地調査を開始することをいう。

第2105条 業務の実施

林道路線測量、山地治山等測量、深淺測量、汀線測量及び環境生物調査業務は、共通仕様書及び特記仕様書により実施するものとする。

基準点測量（基準点測量及び水準測量）用地測量、空中写真測量及び航空レーザー測量は、共通仕様書、特記仕様書及び「鹿児島県公共測量作業規程」※（以下「公共測量作業規程」という。）により実施するものとする。

なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、共通仕様書及び特記仕様書によるものとし、定めのない場合は、公共測量作業規程第5条第3項第1号及び第2号によるものとする。

※ 測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規程に基づき、国土交通大臣の承認を得た承認年月日及び番号を記載する。

第2106条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督職員は、必要と認められた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で貸与又は追加支給するものとする。

第2107条 監督職員

- 1 発注者は、測量業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
- 4 監督職員はその権限を行使する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従わなければならない。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第2108条 主任技術者

- 1 受注者は、測量業務等における主任技術者を定め、発注者に通知しなければならない。
- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。
- 3 主任技術者は、測量業務等の履行に当たり、測量士の資格を有し、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
なお、業務の範囲が、林道路線測量及び山地治山等測量であってポケットコンパス及びポール等による簡易測量（公共測量作業規程による作業を除く。）のみの場合は、測量士補の資格を有し、かつ、測量業務について専門的な技術と実務経験を有する者を主任技術者とすることができる。
- 4 主任技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に規定した事項とする。
ただし、受注者が主任技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、主任技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、発注者及び監督職員は主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

- 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第2109条 担当技術者

- 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする（主任技術者と兼務するものを除く）。
- 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
- 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第2110条 提出書類

- 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従うものとする。
- 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする）。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

第2111条 打合せ等

- 測量業務等を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- 測量業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。
また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。
- 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書による。
- 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに

対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう

第2112条 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 使用する主な機器
 - (10) その他

（2）実施方針又は(10)その他には、第2132条安全等の確保、第2136条個人情報の取扱い及び第2137条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。
- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督職員の指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第2113条 資料の貸与及び返却

- 1 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督職員に返却しなければならない。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。

万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第2114条 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行わなければならない。
- 2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議しなければならない。

第2115条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、受注者は、監督職員の指示がある場合は、これに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき

地元関係者への説明，交渉等を行う場合には，交渉等の内容を書面により随時，監督職員に報告し，指示があればそれに従わなければならない。

- 4 受注者は，測量業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い，その結果を作業条件として業務を実施する場合には，設計図書に定めるところにより，地元協議等に立会するとともに，説明資料及び記録を作成しなければならない。
- 5 受注者は，前項の地元協議により，既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には，指示に基づいて変更しなければならない。

なお，変更に要する期間及び経費は，発注者と協議のうえ定めるものとする。

第2116条 土地への立入り等

- 1 受注者は，屋外で行う測量業務等を実施するため国有地，公有地又は私有地に立入る場合は，契約書第13条の定めに従って，監督職員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお，やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には，ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

- 2 受注者は，測量業務等実施のため植物伐採，垣，柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には，あらかじめ監督職員に報告するものとし，報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお，第三者の土地への立入りについて，当該土地所有者の許可は発注者が得るものとするが，監督職員の指示がある場合は受注者は，これに協力しなければならない。

- 3 受注者は，前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担については，設計図書に示すは監督職員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は，第三者の土地への立入りに当たっては，あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け，現地立入りに際しては，これを常に携帯しなければならない。

なお，受注者は，立入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第2117条 成果等の点検

受注者は，観測，計算簿等の点検した箇所には，赤色の検付を付し，点検者の氏名及び点検年月日を記入するものとする。

第2118条 成果物の提出

- 1 受注者は，測量業務等が完了したときは，設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し，検査を受けるものとする。

- 2 受注者は，設計図書に定めがある場合，又は監督職員の指示する場合で，同意した場合は履行期間途中においても，成果品の部分引き渡しを行うものとする。

- 3 受注者は，成果品において使用する計量単位は，国際単位系（SI）とする。

- 4 受注者は，設計図書で電子納品の対象業務と明示された場合には，「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」に基づいて作成した電子データを，電子媒体で提出しなければならない。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については，事前協議を行い決定するものとする。

請負者は，電子納品に際して，「電子納品チェックソフト」によるチェックを行い，エラーがないことを確認した後，ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。

第2119条 関連法令及び条例の遵守

受注者は，測量業務等の実施に当たっては，関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第2120条 検査

- 1 受注者は，契約書第32条第1項の規定に基づき，完了通知書を発注者に提出す

る際には、契約書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督職員に提出していなければならない。

- 2 発注者は、測量業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日を通ずるものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 測量業務等成果品の検査
 - (2) 測量業務等管理状況の検査測量業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。
なお、電子納品の検査時の対応については「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)」を参考にするものとする。

第2121条 修補

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- 4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第2122条 条件変更等

- 1 監督職員が、受注者に対して測量業務等内容の変更又は設計図書の訂正(以下「測量業務等の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- 2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別の状態」とは以下のものという。
 - (1) 第2116条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害。
 - (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第2123条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量等業務の請負契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、測量業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第31条の規定に基づき、契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第2122条第1項の規定に基づき、監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第2124条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して測量業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代える

ことができるものとする。

- 3 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第2125条 一時中止

- 1 発注者は、契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による測量業務等の中断については、第2133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の測量業務等の進捗が遅れたため、測量業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、測量業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う測量業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第2126条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行うものとする。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第2127条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第41条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第2128条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出しなければならない。

第2129条 再委託

- 1 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 測量業務等における総合的企画
 - (2) 業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- 2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料整理、速記録の作成、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、測量業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量業務等の実施について適切な指導、管理のもとに測量業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、鹿児島県の県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第2130条 成果物の使用等

- 1 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。
- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第2131条 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第2112条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。
- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第2132条 安全等の確保

- 1 受注者は、屋外で行う測量業務等に際しては、測量業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 受注者は、特別仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使

- 用人等に安全教育の徹底を図り，指導，監督に努めなければならない。
- 4 受注者は，屋外で行う測量業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに，労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
 - 5 受注者は，屋外で行う測量業務等の実施に当たり，災害予防のため，次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお，処分する場合には，関係法令を遵守するとともに，関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は，喫煙等の場所を指定し，指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は，ガソリン，塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には，周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い，周辺の整理に努めなければならない。
 - 6 受注者は，爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には，関係法令を遵守するとともに，関係官公署の指導に従い，爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。
 - 7 受注者は，屋外で行う測量業務等の実施に当たっては豪雨，豪雪，出水，地震，落雷等の自然災害に対して，常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。また，災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
 - 8 受注者は，屋外で行う測量業務等実施中に事故等が発生した場合には，直ちに監督職員に報告するとともに，監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し，監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第2133条 臨機の措置

- 1 受注者は，災害防止等のため必要があると認めるときは，臨機の措置をとらなければならない。また，受注者は，措置をとった場合には，その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
- 2 監督職員は，天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは，受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第2134条 履行報告

受注者は，契約書第15条の規定に基づき，履行状況報告を作成し，監督職員に提出しなければならない。

第2135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1 受注者は，設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は，あらかじめ監督職員と協議するものとする。
- 2 受注者は，設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で，官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は，事前に理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。

第2136条 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受注者は，個人情報の保護の重要性を認識し，この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては，個人の権利利益を侵害することのないよう，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号），行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号），行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき，次に示す事項等の個人情報の漏えい，滅失，改ざん又は毀損の防止その他の

個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第2112条で示す業務計画書に記載するものとする。

11 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使

用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第2137条 行政情報流出防止対策の強化

1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第2112条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

ア) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

イ) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

ウ) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

ア) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第2112条で示す業務計画書に記載するものとする。

イ) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

(ア) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

(イ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

(ウ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

(ア) 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

(イ) セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

(ウ) セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

(エ) セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

(オ) 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

ア) 受注者は、業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

イ) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

- 3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第2138条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2139条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 1 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2 1により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。
- 3 1及び2の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第2140条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

- 1 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。
- 2 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

第2章 路線測量

第1節 測量に関する一般事項

第2201条 測量業務の区分

測量は一般測量と、一般測量よりも精度の高い詳細測量に区分し、求められる精度により使い分けるものとする。

第2202条 使用器材

測量に用いる器材は、表2-1 測量に用いる器材に掲げるものと同等以上の性能を有し、点検整備したものを使用しなければならない。

- (1) I.P (交点) 設置測量及び詳細測量のトラバース測量は、所要の精度を有するトランシットまたは光波測距儀などのトータルステーションを使用する。ただし、地形の状況その他の事由によりやむを得ない場合においては、最小読定値30分以内のポケットコンパスとすることができる。
- (2) 縦断測量は、原則としてレベル及び標尺を使用するものとする。
- (3) 横断測量は、一般測量の場合、直角器を併用した水準装置又は勾配定規付ポールによる。詳細測量は原則としてレベル、トランシット、トータルステーション、標尺等を使用するものとする。
- (4) 主要構造物の位置決定などの場合は、レベル、トランシット、トータルステーション、標尺等を使用するものとする。

表2-1 測量に用いる器材

区分	器材の名称	測定区分	性能
一般測量 詳細測量	トランシット	水平角 鉛直角	水平目盛の最小読定値が1分以内であること。
詳細測量	トータルステーション	水平角 鉛直角 距離	1 最小読定値がmmまで可能なもの。 2 精度(検定書による) (1) 測定距離が2km以上可能なものは、 ±(10mm+D÷10万) (2) 測定距離が2km未満のものは、±30mm以内 注) Dは測定距離でkm単位
一般測量 詳細測量	レベル	水準	1 水準器感度40秒/2mm以内のものであること。 2 望遠鏡の倍率は20倍以上であること。
詳細測量	スチールテープ	距離	1 目盛のある部分の長さが50m以内であること。 2 目盛は1mm以内であること。
一般測量 詳細測量	ガラス繊維製テープ	距離	1 目盛のある部分の長さが50m以内であること。 2 目盛は1cm以内であること。
一般測量 詳細測量	標尺	距離	長さが5m以内で、目盛は0.5cmであること。
一般測量 詳細測量	ポケットコンパス	方位角 鉛直角	1 磁針の長さは7cmを標準とし、望遠鏡つきであること。 2 水平目盛及び鉛直目盛の最小読定値が30分以内であること。
一般測量	ポール	距離	長さは2m、目盛20cmを標準とする。

第2203条 測量の精度等

測量の精度及び単位は、表2-2及び表2-3に掲げるとおりとする。

表 2 - 2 測量の精度

測量器材		ポケットコンパス	トランシット	トータルステーション	レベル	ポール
中心線測量	距離 (一般)	(I. P間:40m 以内) 20cm 以内 (I. P間:40m を超える場合) 当該距離の 1/200 以内 (測点間) 10cm 以内	同左	同左		
	距離 (詳細)	(I. P間) 10cm 以内	(I. P間) 当該距離の 1/1,000 以内 (測点間) 当該距離の 1/100 以内	同左		
	角度		1.5 分 \sqrt{n} (n=測点数)	同左		
	閉合	距離総和の 1/100 以内	距離総和の 1/1,000 以内	同左		
縦断測量	地盤高				500 m 往復で 10 cm 以内	
横断測量	距離		5%以内			5%以内
	勾配					0.1 割

表 2 - 3 測定単位

測定の種類		記号	測定単位
中心線	距離 (水平距離)	m	小数第 1 位 (一般) 小数第 2 位 (詳細)
	角度 (水平)	秒	最小読定値内
縦断測量	地盤高	m	小数第 2 位
	水準基標 (B. M) 移器点 (T. P)	m	小数第 3 位
横断測量	距離 (水平、斜長、地盤高)	m	小数第 1 位 (一般) 小数第 2 位 (詳細)
	勾配	割	1:0.05

第2204条 基準点

基準点は、測量の目的に応じて次の区分により、取扱うものとする。

- (1) 国土地理院の設置した三角点、水準点又は公共測量に基づく多角点及び基準点測量を実施して設置した基準点、水準点
- (2) 国土地理院発行の地形図に明示されている地点、地物等を基準として判読した水準点

第2205条 測量杭

測量に使用する杭の規格及び設置方法は、次の各号によるものとする。

- (1) 測量杭の材質は、表2-4を標準とする。
- (2) 基準点杭は、測量の起点、終点及び工作物計画箇所付近に、移動や浮沈のないよう堅固に設置するものとする。
- (3) I.P杭及び測点杭は、移動や浮沈のないよう堅固に設置するものとする。
- (4) 杭の設置が不可能な箇所は、岩盤等に設置し、鋏又はペンキ等で明示するものとする。
- (5) 測量杭は、原則として測点番号を前測点の方向に向けて設置するものとする。
- (6) 必要がある場合は、測量杭の引照点を設けるものとする。

表2-4 測量杭

名称	材質
基準点杭 I.P杭 引照点杭 測点杭(プラス杭、曲線杭)	木又は合成樹脂

第2206条 測量野帳等

測量の結果は、測量野帳等に記入し、一件ごとに整理のうえ保存するものとする。なお、トータルステーション等を使用した場合でデータコレクタによる観測値の記録を発注者が指示又は承認する場合は、特記仕様書により整理するものとする。

第2207条 図面

図面は、測量の成果に基づく平面図、縦断面図、横断面図等とし、作図の詳細は、森林土木事業設計等業務標準仕様書によるものとする。

第2節 基準点測量

第2208条 作業実施

基準点測量は、公共測量作業規程により実施するものとする。

第3節 予備測量

第2209条 予備測量

予備測量は、全体計画調査で設定した路線の位置を現地に設定するために行うものとする。

(1) 一般測量

一般測量は、次の各号によるものとする。

ア 予定施工基面高の設定

概略の路線位置は、全体計画調査の結果等を踏まえ、踏査によって設定する。当該路線の予定施工基面高の設定は、図上測設及び踏査によって決定した区間ごとの予定縦断勾配を基に、ハンドレベルとポールを併用して勾配杭又は見通し杭を設定する。勾配杭等には赤の布テープ等を結び、前後の位置関係が明確になるように設置する。なお、勾配杭等、設置する際、併せて杭間の水平距離を測距しておき、予定縦断勾配の修正の参考にする。

イ 概測

踏査によって概略の路線位置が決定し難い等の場合は、折線による中心線を基に、簡易な計測器具によって距離、縦断勾配、横断勾配、検討を要する曲線等を概測の上図化し、図上で中心線を検討して路線位置を調整する。

(2) 詳細測量

詳細測量は、次の手順によるものとする。

ア 仮測点の設置